台東区民合唱団

運営規約

〔令和4年5月31日改訂版〕

台東区民合唱图	団運営規約	• • • • •	1	ゔ゚゠
台東区民合唱団運営規約附則			8	
台東区民合唱区	団運営規約改廃履歴	• • • • •	8	
届出書式 001	年間入団申込届	• • • • •	9	
届出書式 002	連絡先変更届	• • • • •	10	
届出書式 003	退・休団届	• • • • •	11	
届出書式 004	入団同意書(保護者用)	• • • • • •	12	

第1条(名称と所在地)

当団体は、台東区民合唱団(以下、当団と記載する。)と称し、団長(本規約第12条第1項第一号に規定する団長をいう。)の指定する東京都台東区内の住所に事務局を置く。

第2条(総則)

当団の活動並びに運営が、適正かつ円滑に行われるために本規約を定める。

- 2 当団団員(以下、団員と記載する。)は、当団の良好な運営状態を維持し、活動目的を達成するために、本規約および総会(本規約第15条に規定する総会をいう。)における決議事項を誠実に遵守しなければならない。
- 3 当団への新規入団者があった場合、団長は当該人に必ず本規約を提示しなければならない。
- 4 本規約に改廃があった場合、団長はすみやかに団員に周知しなければならない。

第3条(当団の目的)

当団は、ベートーヴェン第九交響曲(以下、第九と記載する。)をはじめとする合唱曲の演奏を通じて、文化と生活を融合し社会に広く音楽の普及を図り、音楽愛好者の交流及び参加者の親睦を深めると共に、特に台東区地域の文化事業の発展に寄与することを目的とする。

第4条(活動方針)

当団は次の活動方針を守り活動する。

- 一、 合唱音楽の演奏を中心とした文化活動を主たる事業とする。
- 二、特定の政治団体を支持、又は反対する活動をしない。
- 三、 特定の宗教を支持、又は反対する活動をしない。
- 四、属人的な営利を積極的な目的とする活動をしない。
- 五、 品位を重んじその他文化活動団体としてふさわしくない活動をしない。

第5条(事業)

当団は第2条に掲げた目的の達成のため下記の事業を行う。

- 一、第九の公演
- 二、定期または不定期に企画する演奏会の開催
- 三、その他 目的達成に必要と判断した事業の実施
- 2 第九の公演については、別途組織する台東第九公演実行委員会と連携し企画・運営を行う
- 3 本条第1項の二、三に相当する演奏会等の事業を企画し開催する場合は、立案者が次に掲げる項目を 記載した書面をもって運営委員会(第12条に規定する運営委員会をいう。)に諮らなければならな い。また、運営委員会がこれを承認する際は、各種小委員会(第14条に規定する小委員会をいう。) の諮問を得る等広く団員の意見を集め、十分な検討を行った上でこれを決する。
 - 一、企画趣旨
 - 二、会場及び観客動員数
 - 三、演奏曲目の候補
 - 四、予算計画
 - 五、その他 当該企画実現に必要なもの
- 4 事業計画内容の特殊性やその他制約等のため、極めて高度で迅速な判断を求められる事案については、有識者の意見を交えて団長または会長(第12条第5項第五号に規定する会長をいう。)の専決でこれを決する場合もある。
- 5 前項に相当する場合、団長または会長は運営委員会にその事由と経緯をつぶさに報告し必ず承認を得るものとする。なお、承認が得られず既に費用等が発生している場合は個人負担によって弁済する。

第6条(練習方法)

当団の練習は、祝祭日を除く毎週火曜日と木曜日に行うものとし、団長は遅くとも三か月前に、日時及び会場を記載した練習日程を書面をもって団員に告知しなければならない。

- 2 毎年9月から12月の第九公演日までについては、毎週前項の曜日のいずれかを第九公演のための練習日とする。
- 3 練習時間は、原則として18:30から21:00の間とする。ただし、練習会場の制約その他の都合により変更する場合がある。その場合は、運営委員より口頭または団員へ書面によって事前に告知されるものとする。
- 4 練習会場は、原則として台東区内の公共施設とする。
- 5 重篤な災害や事故の発生並びに疫病の蔓延等の非常事態の場合は、団長の判断により対面練習を緊急に休止する場合がある。その場合は、当団のホームページに告知すると同時に、本規約第18条に規定する団員名簿に記載された連絡先へ各団員に連絡する。
- 6 前項に相当する場合には、団長及び音楽指導者との協議によりオンライン技術を利用したリモート練習を行うことがある。
- 7 本条第1項の規定により休止した対面練習の再開は、当団を取り巻く環境が次のいずれかの要件を満たしたとき、音楽指導者並びに運営委員との十分な合議を経た上で団長がその是非を判断する。
 - 一、休止の原因となった事態の収束が明らかなになったとき
 - 一、関係当局または関係機関より安全性担保に関する一定の対応策が発出されたとき
 - 一、当団を取り捲く環境において、合唱活動が著しく阻害される状態でなくなったとき

第7条(音楽専門スタッフの選任と解任)

当団活動における一定の芸術的レベルを維持すると共に団員のさらなる技術向上を実現するために、次の専門スタッフを選任する。

- 一、常任指揮者
- 二、第九指導指揮者
- 三、伴奏ピアニスト
- 四、ボイストレーナー
- 五、その他 音楽指導者または音楽演奏家

なお、運営委員会が団の運営上必要と判断した時は、これらを統括する音楽監督をおく場合がある。

- 2 前項に上げた専門スタッフの招聘は、団長またはその役務を委任された者が行い、運営委員会に諮った上で就任の是非を決定する。
- 3 前項に上げた専門スタッフのうち一から三に相当するものについては、任期は特に定めない。 なお、四、五については活動内容の必要に応じ招聘、選任を行う。任期についても都度協議を行った上で決定する。
- 4 音楽専門スタッフの依頼役務とその処遇についての内容は、原則として当団と当該スタッフが協議の上作成した契約書に記載し、同意を示す双方の記名押印をもって確定する。
- 5 選任した専門スタッフの人格や技術および指導力等について疑義を生じた場合や、特段の事由により 当該スタッフからの役務の安定的な享受が困難となった場合は、運営委員会で協議の上、当該スタッ フの解任を決議することができる。ただし、解任に到る手続きについては契約書の記載内容に則って 行うものとする。
- 6 運営委員会が当該スタッフの選任と解任を行う場合は、総会においてその経緯を報告し承認を得なければならない。

第8条(団員資格)

入団資格は原則として台東区に居住、勤務又は通学する者で、当団の活動目的への賛同の上、入団の 意思を表明した後、団長の入団認可を得た者が有する。

2 前項に関わらない入団希望者については、定められた練習や演奏会への出席が可能であることを前提に、団長決裁の下に入団を認可する。

- 3 団員資格には、次の区分がある。
 - 一、年間団員 当団の中核を成し、第九以外の練習や演奏会にも参加する団員。
 - 二、第九団員 専ら第九の演奏を目的として募った臨時の団員。
- 4 次に掲げる者には入団資格を与えないことができる。
 - 一、声帯が成長期にある者。
 - 二、当団の活動方針に照らして入団がふさわしくないと運営委員会が判断する者
- 5 年齢が満18歳未満の者が入団を希望する場合は、当該人の保護者の同意をもってこれを認める。

第9条 (団員資格の喪失)

当団団員は、次の事由によって団員資格を喪失する。

- 一、退団
- 二、除名
- 三、死亡

第10条(加入脱退および休団)

当団に加入もしくは脱退せんとする時は、所定の届出書を団長に提出しなければならない。

- 2 当団に加入するものは、住所・電話番号・電子メールアドレス等の連絡先を必ず届出しなければならない。
- 3 団員が休団する場合は、所定の届出書を団長または各パートの運営委員に提出しなければならない。
- 4 おおむね3か月を超えて休団する者で、団からの在団意思確認に応じない者や所在不明な者は、退団したものとみなす。
- 5 長期休団者が復帰する場合は、復帰1か月前に団長または各パートの運営委員に報告しなければならない。

第11条(処分)

次の各項目に相当する行為に及んだと判断された者には、運営委員会の決定において一定期間もしくは無期の団内活動停止を通告することができる。

なお、この通告を受けたにも係らず当該団員に改悛の態度が見られない、または、該当行為が重篤かつ深刻で、団内外への影響が甚大と運営委員会において判断された場合には、総会の承認を得て当該団員を除名処分とする。

- 一、本規約や当団の活動方針への離反行為により当団の利益を著しく損ねた
- 二、当団の秩序・風紀をみだし当団の円滑な運営を著しく阻害した
- 三、おおむね6ヶ月超える期間に渡り特別な理由無く団費等の納付を怠った
- 四、本規約の定めに対し著しい違反が認められた
- 五、当団からの警告に際して改善の余地が見られないと判断された
- 六、その他、その行動により当団の品位を著しく傷つけた
- 2 本条に係る告発を行うものは、前項に相当する行為に関する客観的事由を運営委員会に明示しなけれ ばならない。
- 3 本条の定めにより処分を決定する際は、当該団員に十分な弁明の機会を与える。
- 4 当該団員に対する処分の通告は、文書または電子メールによって団長が行う。
- 5 再発防止の目的等、団長が必要と判断した事案については、他の団員にその事実と経緯について適切な方法をもって開示することができる。

第12条 (運営委員会)

当団には、団運営の中心となってその活動を牽引する役目を担う運営委員会を設置し、当該委員会を構成する委員(以下、運営委員と呼称する。)は、必ず団員の中から選出するものとし、現職運営委員の推薦を受けた運営委員会による指名の後、団員の過半数の承認をもって選任されるものとする。ただし、団長の選出については別途定めるものとする。

- 2 運営委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 運営委員が、次に相当した場合には、当該委員の任を解くものとする。
 - 一、当該委員が、団員の資格を喪失した時。
 - 二、当該委員に対し、総会または運営委員会において不信任の決議がなされた時。
 - 三、当該委員本人による辞意の申し出が運営委員会において承認された時。
 - 四、法令違反やその他不正行為等が原因で社会的に何らかの処分を受けた時。
 - 五、当団から除名及び活動停止の処分を受けた時。
 - 六、当団に対する背任行為が発覚した時。
- 4 運営委員会においては、本条第1項の目的を達成するために、次に掲げる項目を執行する。
 - 一、当団の活動方針の策定案の検討と承認
 - 二、音楽専門スタッフの招聘案の検討と承認
 - 三、年度事業計画の策定案の検討と承認
 - 四、予算計画案及び決算報告書案の検討と承認
 - 五、練習課題曲や演奏会演目の起案の検討と承認
 - 六、その他当団の運営に係る事案の検討
- 5 運営委員会には、次に掲げる役職を置き、任期を一年と定める。ただし、再任は妨げない。
 - 一、団長 1名
 - ①当団を統括し運営面での最高責任者とする。
 - ②常任指揮者、伴奏ピアニスト等の音楽専門スタッフの任免責任を有する。
 - ③入団希望者に対し、入団を許可する権限を有する。
 - ④他に定める役職を選出する際、運営委員による互選が困難な場合の指名権を有する。
 - 二、副団長 2名
 - ①団長を補佐し、団長がその役務を遂行できない際は団長の役務を代行する。
 - ②団長、会長以外の役職にある者が兼任することができるものとする。
 - 三、会計委員 3名
 - ①団費の収納窓口となり、当団の活動に供する金銭の出納と管理の責務を負う。
 - ②会計委員は、会計責任者、主簿、現金出納係のいずれかを担うものとする。
 - ③団長と協議の上、毎年度の事業計画書および予算計画書を起案する。
 - ④毎年度の決算収支報告書を作成する。
 - ⑤演奏会開催等があった場合、特別会計の収支報告書を作成する。
 - 四、パート委員特に定数を定めず必要に応じ各パートに配置する。
 - ①各パートの代表として運営委員会に出席し、団の円滑な運営に協力する。
 - ②運営委員会での決定事項や連絡事項を団員に伝達し周知させる。
 - ③各種配布物の管理を行う。
 - ④団費その他の金銭徴収の一次窓口となる。
 - ⑤その他 団長の特命による役務を担う。

五、会長 1名

①団長が特に必要と判断し、団員の過半数の賛成が得られた場合は、臨時に会長職をおき、団

長の持つ権限の一部を委譲しその業務執行の任に就かせることができる。

- ②会長は、団の代表権の一部を有し、団長の指揮監督の下にこれを行使できる。
- ③会長は、団長より委任された職務において他の団員に当該職務の執行に係る全部または一部の業務の指示ができる。
- ④会長が、多額の費用を要する案件や団の事業計画の方針に大きく係る案件を処理する場合は 必ず団長の指示または運営委員会の決定に従うものとする。
- 6 団長は、団員による投票において過半数の支持を得た者がこれに就任する。また、総会において現任 者による辞意の表明や不信任の意見が無い場合は再任されるものとする。なお、選挙は次に掲げる方 法で行う。
 - ①選挙は、出席団員の挙手と委任状による公開投票方式とする。
 - ②選挙に先立ち、全団員より立候補者を募る。
 - ③立候補者がいない場合は、または1人である場合は、現職者または団員からの推薦指名者を候補者とすることができる。
 - ④最大得票数を得た者が過半数に達していない場合は、上位二者による決選投票を行う。
 - ⑤選挙過程において、明らかな不正行為を行った者は、候補者、投票者のいずれも当該選挙への参加資格を剥奪する。
- 7 副団長は、運営委員の互選による指名の後、団員の過半数の承認をもって選任される。
- 8 会計委員は、運営委員の互選による指名の後、運営委員会の承認によって選任される。
- 9 団長、副団長、会長、会計委員以外の運営委員はパート委員としての活動を担うものとする。
- 10 団長及び会長以外の役職は、必要に応じ増員することができる。
- 11 団長、副団長、会長、会計委員が次のいずれかに相当する場合は、直ちにその任を解くものとする。
 - 一、本条第3項の規定によって運営委員の任を解かれた時。
 - 二、運営委員会によって、当人の資質が当該役職務にふさわしくないと判断された時。
 - 三、当該役職者本人による辞意の申し出が運営委員会において承認された時。
- 12 運営委員会は、団長の招集の下、原則として月1回以上の定例会を開催する。なお、当該委員会は運営委員の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決するものとする。
- 13 次に示す実務には、運営委員会にて団員の中から担当者を指名しその任に充てるものとする。 なお、その際には運営委員の兼任は妨げない。
 - 第九実行委員
 - ・ステージマネージャー
 - 技術向上委員
 - ・練習会場管理(申込み・手配・運営/施錠)
 - ・演奏会/特別練習会場の申込み手配
 - ・外部団体・組織との渉外担当
 - · 団員名簿管理
 - 楽譜管理
 - ・ 購読誌及び書籍管理
 - 衣装管理
 - ・電子媒体運営管理(ホームページ委員)
 - ・ライブラリアン
- 14 演奏会の開催とその運営にあたり必要と判断される場合には、運営委員会において臨時スタッフ若干名を採用しその任にあてることができる。なお、その場合は団員資格の有無を問わない。 ただし、過去に除名処分された者は除く。

第13条(監事)

前条に定めた運営委員の他に監事をおき、当団における事業活動計画の執行状況及び財産の状況を監

理するとともに、委員会運営の過程において検出された課題に対し、勧告や提言を行う。

- 1 監事は、運営委員会の合議により指名を行い、団員の過半数の賛成をもって選任する。
- 2 定員を2名とする。
- 3 任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 4 監事は、年度収支決算の会計監査を行い、その結果について総会にて団員に報告する。
- 5 監事は、必要に応じ運営委員会に出席し意見を述べる事ができる。ただし、議決権は有さない。

第14条(各種小委員会の設置)

当団における活動および運営を円滑に行うため、各種小委員会を設置する場合がある。

- 2 各種小委員会は、必要に応じ運営委員会の決議において設置できる。 なお、当該委員会の構成員は、運営委員会によって団員の中から指名、選任する。
- 3 各種小委員会に関する詳細については、各種委員会細則を別途定める。
- 4 各種小委員会は、別途指名された委員長もしくは団長およびその権限を付託された者によって、随時招集される。
- 5 各種小委員会は、運営委員会の諮問機関としてのみ機能し、意見や資料を収集し種々の提案を行うことを任務とし、重要事項の議決権は有さない。

第15条(総会)

総会は、団員資格を有する者全員をもって構成され、これをもって最高議決機関とする。

- 2 総会には、原則として年に1回開催する定時総会と重要事項を迅速に決するために招集される臨時総会がある。
- 3 総会は、団長によって招集され、定時総会は遅くとも開催の2週間前までに、臨時総会は遅くとも開催の1週間前までに、日程が団員に告知されなければならない。
- 4 団長は、総会の開会に先立ち、出席者の中から議長1名、議事録署名人2名を指名し、出席者の同意を得た後これらを選任する。ただし、出席者の同意があれば団長の議長就任を認めるものとする。
- 5 総会は、年間団員の2/3の出席及び委任をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決するものとする。なお、可否同数の時は議長の判断によりこれを決する。
- 6 団員が他の団員に議決権を委任する場合は、その旨を記載し署名押印した委任状を事前に団長に提出するものとする。
- 7 議長は、議案審議に先立ち、本総会の成立可否についての状況を団員に通知する。 なお、当該年度の2月1日から当該年度総会開催日まで休団中の者は、その年度の総会成立定数に加 えず、議決行使権を有しないものとする。
- 8 次に示す項目に関する提案は重要事項とし、必ず総会で提案に到った経緯の報告がなされ承認を得なければならない。
 - 一、本規約の改正および改訂
 - 二、運営委員及び監事の選出
 - 三、前年度会計収支決算及び当年度予算計画
 - 四、前年度事業報告及び当年度事業計画
 - 五、音楽専門スタッフの選任と解任
 - 六、その他、団の存在意義、活動方針に大きく関わるもの
- 9 議長は、議事の要領及び経過とその結果について、書面又は電磁的手段による議事録を作成し、選出された議事録署名人は、記載内容の事実確認を行い署名押印をもってこれを承認する。
- 10 作成された議事録は、団長が適切な方法で保管し、団員または利害関係人の書面による閲覧請求があったときは、これに応じなければならない。なお、この閲覧につき、団長は、相当の日時・場所等を指定することができる。

第16条(会計)

当団の会計は、別途定める会計規則に則り、第12条第5項第三号に定めた会計委員が、現預金並び

に会計帳簿の管理、及び出納業務等の運営を行う。

- 2 当団の予算及び決算は、監事による会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。
- 3 当団の会計年度は毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わる。
- 4 団費の額の決定および変更は、運営委員会で起案し総会の承認を経て行う。

第17条 (運営費用)

当団の運営は、団員から徴収する団費および参加費等、外部からの寄附金等をもってこれに充てる。

- 2 年間団員からは、別途定めた団費細則に基き、原則として団費を毎月徴収する。この場合において、 月中において新たに団員となった者からの団費の徴収については、当該者が団員資格を取得した月の 翌月から行うものとする。
- 3 第九団員からは、台東第九公演実行委員会の定める金額の参加費を、その年度の第九練習日の初日に 徴収する。
- 4 すでに納付された団費については返還しないものとする。ただし、特段の事由があるものとして運営 委員会が判断した場合には、この限りでない。
- 5 団費細則は、運営委員会によって策定される。なお、この細則の内容に不服ある団員は、総会において再審議の要求ができるものとする。また、その場合は当該総会において再審議し、総会参加者の過半数の合意をもって金額を決定する。
- 6 団費細則に規定された減免規定が適用される場合については、所定団費の全部または一部を納付免除とする。
- 7 演奏会その他活動の規模や性質において、運営委員会が必要と判断した場合は、特別費用を都度徴収することがある。
- 8 楽譜代および舞台衣装代、練習・演奏会場への交通費等は、原則として全額またのその一部を個人負担とする。
- 9 音楽専門スタッフの報酬金額については、団長、副団長及び会計委員長の協議により決定する。 決定された内容については、後日運営委員会に報告され、著しく妥当性を欠くと判断された場合は、 運営委員会にて再審議し決定する。

第18条(団員名簿)

当団の活動に係る連絡事項を効率的に伝達するため、団員名簿(以下、本名簿と呼称)を備えるものとする。

- 2 本名簿には、団員の氏名及び第10条第2項の規定により届け出られた連絡先を記載する。
- 3 本名簿を取り扱うにあたり、団長は適切な管理者を定め、個人情報の保護に十分留意しなければならない。
- 4 何人も、本名簿を本条第1項の定めにある目的以外に使用してはならない。

第19条(雑則)

本規約に定めなく、新たに判断を求められる事項が発生した場合で緊急を要するものについては、団長ならびにその権限を委譲された運営委員の専決により判断する。但し、当該事項については後日、運営委員会にてその経緯を報告し運営委員からの承認を得なければならない。

ただし、本規約第15条第8項に定める重要事項に関わるものについては、必ず総会の承認を得なければならない。

- 2 当団の運営上、効率性や迅速性が求められるもので重要事項に関わらないものについては、以後の会議体を簡素化するために、運営委員会において別途細則や内規を定めることができる。
- 3 本規約の各条項の解釈に疑義を生じた場合は運営委員会にて協議の上決定する。

第20条(規約の改廃)

本規約は、毎年度の定時総会開催前の運営委員会において必ず見直しを図るものとする。その際に変更、追加、削除等の必要性が認められた場合は、運営委員会で草案を検討・作成した上で、総会に諮り承認を得た上で改廃を行う。

2 改定となった新規約は総会において議決された時より施行されるものとする。

【附則】

- 1 本規約は、平成29年5月23日より施行する。
- 2 本規約は、平成28年8月29日の運営委員会において、当団会則についての疑義が確認されたことで行った見直しによって再整備が図られ、昭和56年5月1日に制定された「台東区民合唱団会則」の主旨を継承しつつ、必要な見直しを行った結果制定された。
- 3 本規約の原本は、団長、副団長、監事の承認押印がなされた1通を作成し、団長が保管する。

【改廃履歴】

●台東区民合唱団会則

制定 昭和56年 5月 1日 施行

改定 昭和61年 4月 1日 第6条 副団長の定員を1名から2名に変更

改定 平成11年 4月 2日 第5条 区外入団者を容認するため会員資格に追記

第8条 会費の月額を¥4,000から¥5,000に変更し、併せて

高校生以下の金額も変更

改定 平成13年 3月15日 第6条 委員の増員規定を追記

廃止 平成29年 5月23日 新たに台東区民合唱団規約を制定したことにより廃止

●台東区民合唱団運営規約

改定 令和 3年 6月26日

制定 平成29年 5月23日 台東区民合唱団会則を継承して新たに制定、施行

改定 平成29年 6月15日 規定間の不整合を修正し、記述の平仄を整えるための改訂

改定 平成30年 6月26日 第8条5項に18歳未満の入団希望者に対する規定を追加

第11条(処分)の規定について、「除名」の執行可能要

件が総会承認である旨を追記

併せて、同届け書式を追加

第12条(運営委員会)13項に「技術向上委員」を追加

第6条(練習方法)に対面練習の実施可否判断に関する項目

とリモート練習について追記

第10条 (加入脱退および休団)における団員資格保持猶予

期間を1年から3か月に短縮

第12条 (運営委員会)運営委員の選出は、運営委員会にて

行う旨を明記

第17条 (運営費用)団費金額を団費細則によって規定する

ものとし、その改廃は運営委員会で行う事を追記

改定 令和 4年 5月31日 第10条(加入脱退および休団)5項に復帰連絡の義務化を

追記

第5条(総会)休団者の総会議決行使に関する規定を追記

その他、不自然な表記の修正

台東区民合唱団 年間入団申込届

申込日 年 月 日

台東区民合唱団 団長 殿

私は、台東区民合唱団運営規約に同意し、年間団員として入団することを希望します。

ふりがな				生年月日		年	月	В
氏 名				身 長				c m
	ふりがな							
自宅住所	=	-						
		都 県	市 区町 村					
	電話番号	(固定) (携帯)			Fax			
	Eメール	(PC)			l			
連絡先		(携帯)						
7C 11H 70	緊 急 連絡先	(氏名)		続柄	(電話)			
		(住所)						
	ふりがな							
勤 務 先 学 校	名 称							
	電話番号	(代表)			(直通)			
音楽経験について								

※ 入手した個人情報は、適切な管理者によって厳重に管理しており、当団からの情報伝達の手段として以外の目的には一切使用しません。

(届出書式 002)

台東区民合唱団 連絡 先変 更届

届出日 年 月 日

台東区.	民合唱団 団長	殿	
	このたび、私は_ その旨届出いたし	を下記の通り変更いたしましたので します。	· .
		記	
1.	声部 / 氏名 <u>S</u>	A T B	
2.	変更項目		
	□ 住所	(〒□□□-□□□)
	□ 電話番号	(固定·携带:)
	□ メールアドレス□ 緊急連絡先	(携帯・PC:)
3.	その他 通信・付記事項	頁	

以上

(届出書式 003)

台東区民合唱団 退・休 団 届

届出日 年 月 日

台東区民合唱団 団長 殿

このたび、私は、下記の通り退・休 団いたしますので、その旨届出いたします。

記

1	声部 / 氏名	<u>S A T B</u>
2		年月日 年月日 ~年月日
3	理 由	
		以上

(届出書式 004)

入団同意書 (保護者用)

台東区民合唱団 団長 殿

このたび、私は台東区			容を了承し、 ⁻	下記の者の
貴団への入団について、保護者として				
また、定められた費用の負担を遅滞な				
しくは第三者に与えた損害については		の責を負っ	こと、その他们	呆護監督 に
必要な措置を取ることをお約束いたし なお、貴団の活動において下記の者が		月別 - 李净	(指道者や)運営 (フタッフの
もの、真団の冶動において「記の省か 指示·案内に従わない場合や自らの判断				
下記の者が何らかの被害や不利益を被				
こ対しての責任は一切問いません。				
			年	月 日
フ リ ガ ナ				
■ 入団者氏名				
			C 松牛 早山 .	田 - 十)
			门主列:	男・女〕
■ 現 住 所				
■ 生年月日	年	月	日(歳)
- + m 11				
■ 在籍校			(年生)
● 保護者氏名				
			⑩ 続柄〔)
● 現住所				
▲ 本級の取目い電託乗口	,	`		
● 連絡の取易い電話番号	()		
● メールアドレス		(a)	